



赤市環第28号
令和6年9月26日

赤穂市環境審議会

会長 萬代新一郎 様

赤穂市長 牟禮正稔



赤穂市生活環境の保全に関する条例施行規則の
一部改正（案）の審議について（諮問）

赤穂市生活環境の保全に関する条例第23条第3項の規定により、赤穂市生活環境の
保全に関する条例施行規則の一部改正（案）について、貴審議会の意見を求めます。